介護老人保健施設　第二京しみず

# 高齢者虐待防止に関する指針

1. 基本的考え方

2006 年（平成 18 年）4 月に『高齢者虐待の防止・高齢者養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法)』が施行された。

虐待は人がその人らしく、尊厳をもって生きていくことを阻むすべての行為であると考えることができる。どんな状況であろうとも、人が尊厳を持ち自分らしく生きていくという基本的な権利は脅かされてはいけない。高齢者虐待防止のための取り組みは、即ち利用者様の人権を守るための取り組みであることを理解する。

利用者様の虐待防止に係わる責務は、単に法律の内容を周知し、形式的に体制を整え、虐待行為（疑わしき行為含む）の禁止を指示するだけで充足されるものではなく、利用者様の虐待の前段階として存在するであろう「不適切なケア」を行わないようにし、またその不適切なケアを生み出したり放置したりするような背景があればそれを改善する。利用者様の人権を守る、適切なケアを提供できる環境を整えることを基本的な考え方としてこの指針を定める。

２．高齢者虐待の定義

高齢者虐待を『高齢者が他者から不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること』と広く捉える。

３．高齢者虐待の種類

高齢者虐待防止法において「養介護施設従事者等」による高齢者虐待は以下の５つに定義付けられている。

| 虐待の種類 | 内　容 | 具　体　例 |
|---|---|---|
| ①身体的虐待 | 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 | ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる<br>・部屋に鍵をかけて監禁する、ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする等（例外三原則を満たさない身体拘束） |
| ②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト） | 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく | ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている<br>・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水 |

| | | |
|---|---|---|
| | 怠ること。 | 症状や栄養失調の状態にある<br>・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる |
| ③心理的虐待 | 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 | ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる<br>・怒鳴る、ののしる、悪口を言う<br>・侮辱を込めて、子供のように扱う<br>・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する等 |
| ④性的虐待 | 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 | ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する<br>・キス、性器への接触、セックスを強要する等 |
| ⑤経済的虐待 | 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 | ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない<br>・本人の自宅等を本人に無断で売却する<br>・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等 |

（高齢者虐待防止法第 2 条第 5 項）

4．基本方針

① 法と法の精神の遵守

高齢者虐待防止法を遵守するのはもちろん、その精神の基本である『尊厳の保持』を遵守する。

② 高齢者虐待の予防

虐待につながる不適切なケアの防止と改善

施設は定期的に職員に対して虐待防止に関する教育・研修を実施する。また組織としてその仕組みづくりを行い徹底する。

③ 高齢者虐待行為の早期発見

日々の利用者様の変化に気づき、不適切なケアを黙認せず、虐待の兆候を早期に発見するよう努めるとともに、ひとりひとりの気づきに声を出し、速やかに会議等を開催してその状況を分析し虐待の有無を検証する。

（高齢者虐待防止法第 5 条第 1 項）

④ 施設においては高齢者虐待と同様に、いかなる場合においても身体拘束を行わないケアをする。

5．虐待防止に係る組織

（1）　虐待防止の実行組織（施設の通常編成）

施設長
- 医局
- 業務課
- リハビリテーション室
- 支援室
- 療養棟

（2）　虐待防止に資する啓蒙、施策立案のための組織（身体拘束適正化、事故・虐待防止対策委員会）

施設長 ― 委員長
- リハビリテーション室委員
- 1 階通所リハビリテーション委員
- 2 階療養棟介護課委員
- 3 階療養棟介護課委員
- 看護課委員
- 支援室委員

（3）　家族等への対応のための組織（苦情処理の組織）

施設長
- （利用者・家族からの苦情）― 支援室
- （意見箱からの苦情）― 支援室
- （行政、国保連合会からの苦情）― 事務長

6. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針及び苦情解決に関する手順

| プログラム | | 担当する組織・部署 |
|---|---|---|
| 1 | 虐待の把握 | 通常編成の各課・室 |

・電磁的記録（所属長及び施設長への報告）
・ご利用者家族及び行政への報告書
（必要に応じて関係機関への報告）

| | | |
|---|---|---|
| 2 | 虐待の評価・分析 | 身体拘束適正化、事故・虐待防止対策委員会 |

| | | |
|---|---|---|
| 3 | 対応方法の決定（業務改善・教育・情報の共有） | 身体拘束適正化、事故・虐待防止対策委員会<br>通常編成の各課・室 |

・情報の伝達・配布

| | | |
|---|---|---|
| 4 | 対応策の実行 | 通常編成の各課・室 |

| | | |
|---|---|---|
| 5 | 再評価 | 身体拘束適正化、事故・虐待防止対策委員会<br>通常編成の各課・室 |

7．成年後見人制度・日常生活自立支援事業の利用について
制度紹介及び関連する制度、利用手順、組織紹介のファイルを一階ロビーに設置する。

８．苦情・意見等の対応徹底

施設内における虐待防止を徹底するために、利用者様及びその家族様等からの苦情や意見について真摯に受け止め、速やかに解決するよう最大限の努力をする。

（高齢者虐待防止法第 20 条）

９．施設の責務及び対応

高齢者福祉に携わる立場として、高齢者虐待を発見しやすい立場であることを自覚する。
また虐待を未然に予防すること、早期に気付き発見するために定期的な教育体制を行うとともに、その仕組みを検証しながら高めていく。
もし虐待を発見した場合は、その行為を絶対許さないという方針のもと関係機関に通報する。

10. 施設長及び管理者の責務及び対応

施設長及び管理者は、苦情処理体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待防止のための研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負うとともに、保険者に通報義務を負うものとする。

職員から施設内外における虐待を受けたと思われる利用者様及びその疑いがある案件の報告を受けた場合は、速やかに検証し、法人に報告の上保険者に通報（義務）する。またこの通報を行った職員に関し、そのことを理由に解雇・その他不利益な取り扱いは行われない。

| 役所・部署名 | 電話番号 |
|---|---|
| 伏見区役所　　健康長寿推進課　高齢者介護保険担当 | 075－611－2278 |
| 〃　深草支所　〃 | 075－642－3603 |
| 〃　醍醐支所　〃 | 075－571－6471 |
| 北区役所　〃 | 075－432－1364 |
| 上京区役所　〃 | 075－441－5106 |
| 左京区役所　〃 | 075－702－1069 |
| 中京区役所　〃 | 075－812－2566 |
| 東山区役所　〃 | 075－561－9187 |
| 山科区役所　〃 | 075－592－3290 |
| 下京区役所　〃 | 075－371－7228 |
| 南区役所　〃 | 075－681－3296 |
| 右京区役所　〃 | 075－861－1416 |
| 西京区役所　〃 | 075－381－7638 |
| 洛西支所　〃 | 075－332－9274 |
| 宇治市役所　介護保険課 | 0774－22－3141（代） |
| 城陽市役所　高齢介護課 | 0774－52－1111（代） |
| 大山崎町役場　高齢介護係 | 075－956－2101（代） |

| | |
|---|---|
| 久御山町役場　　福祉課　高齢介護障害係 | 075-631-9902，0774-45-3902 |
| 井手町役場 | 0774－82－2001（代） |

（高齢者虐待防止法第 21 条第 1 項、及び第 6 項）

11. 虐待等が発生した場合の相談・報告等に関する事項

（1）施設における虐待を発見した場合の通報義務

① 虐待を発見した場合の通報は次の 2 種類があり、対応の仕方が異なる。

a. 施設従事者以外の人が施設従事者等による虐待を受けたと思われる人を発見した場合

- その生命や身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村へ通報する義務がある。(通報義務　高齢者虐待防止法(以下「法」という)第 21 条 2 項)
- その生命や身体に重大な危険が生じていない場合でも、速やかに市町村へ通報するよう努力する義務がある。(通報努力義務　法第 21 条 3 項)

b. 施設従事者が自分の働いている施設等で虐待を発見した場合

- その生命や身体に重大な危険が生じているか否かにかかわらず、速やかに市町村へ通報する義務がある。(通報義務　法第 21 条 1 項)…努力義務ではない

② 当施設・事業所において虐待と思われる行為を発見した場合は
市町村担当窓口、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所に通報する。

（2）通報と守秘義務との関係および不利益取り扱いの禁止

① 当施設の従事者が高齢者虐待について通報を行っても守秘義務違反にはならない。
(法第 21 条 6 項)

② 上記の通報を行っても解雇その他の不利益な取り扱いを受けることはない。
(法第 21 条 7 項)

（ただし、「虚偽であるもの」（高齢者虐待の事実がないのに事実であるように嘘の通報等を行うこと）と「過失によるもの」（一般的に考えて虐待があったと「思った」ことに合理性がない場合に通報を行うこと）は除かれる）

12. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

（1） 高齢者虐待防止にかかわる研修会を毎年度研修計画に上げ、実施する。

（2）木新規採用時研修等の際には必ず「高齢者虐待防止法」「身体拘束適正化」にかかわる研修を実施する。

（3） 気持ちの良い挨拶、丁寧な言葉遣い、笑顔等は虐待の抑止力になることを周知する。

（4）不適切ケアの意識付けと改善

虐待とは言えないまでも虐待の温床となりうる事例(不適切ケア)を集め、意識づけるとともに反省を促す。

※不適切ケアの事例

| |
|---|
| ●利用者が同じことを繰り返し訴えると、無視したり、「ちょっと待って」「さっきも言ったでしょ」などの強い口調で応えたりする。 |
| ●自力で食事摂取が可能だが時間がかかる利用者に対して、時間の節約のため職員がすべて介助してしまう。 |
| ●一斉介護のスケジュールがあるからという理由で、利用者の臥床・離床・起床等を半強制的に行う。 |
| ●子供に対するような言葉遣いで対応する。 |
| ●敬語を使わない。 |
| ●他のスタッフが間違ったことをしていても見て見ぬふりをする。 |
| ●誰かがやってくれるという気持ちで手抜きする。 |

13. 利用者様等に対する当該指針の閲覧について

① 当該指針はいつでも閲覧できるようにホームページ上で公表を行う。

② 当該指針は各部署に設置し、周知徹底を図るとともに定期的に研修を行う。

14. 地域連携

地域包括支援センター及び各行政区と連携を密にし、サービス提供を行う。

令和５年４月３０日

介護老人保健施設　第二京しみず